

特別栽培農産物認証制度について

鶴岡市では、農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」〔平成4年10月食流第3889号・平成19年3月最終改正14413号〕（以下「ガイドライン」という。）及び、鶴岡市独自認証特別栽培農産物認証基準（以下「独自認証基準」という）に基づいた認証制度を行っております。

認証制度は、ガイドラインで定められた特別栽培農産物の基準及び独自認証基準等を踏まえ、その基準としている栽培方法により生産された農産物であるかどうかを鶴岡市が審査・判定し、認証された農産物についてガイドライン表示を行うとともに市の認証シールを貼付するシステムです。

※認証シール

〔市から購入する〕



※ガイドラインシール

〔生産者が作製する〕

農林水産省新ガイドラインによる表示		
特別栽培米		
節減対象農薬:	当地比9割減	
化学肥料(窒素成分):	栽培期間中不使用	
栽培責任者	鶴岡 太郎	
住所	山形県鶴岡市藤島字笹花 25	
連絡先	TEL 0235-64-2111	
確認責任者	藤島 次郎	
住所	山形県鶴岡市藤島字笹花 20	
連絡先	TEL 0235-64-5860	
節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
ピラクロニル	除草	1回

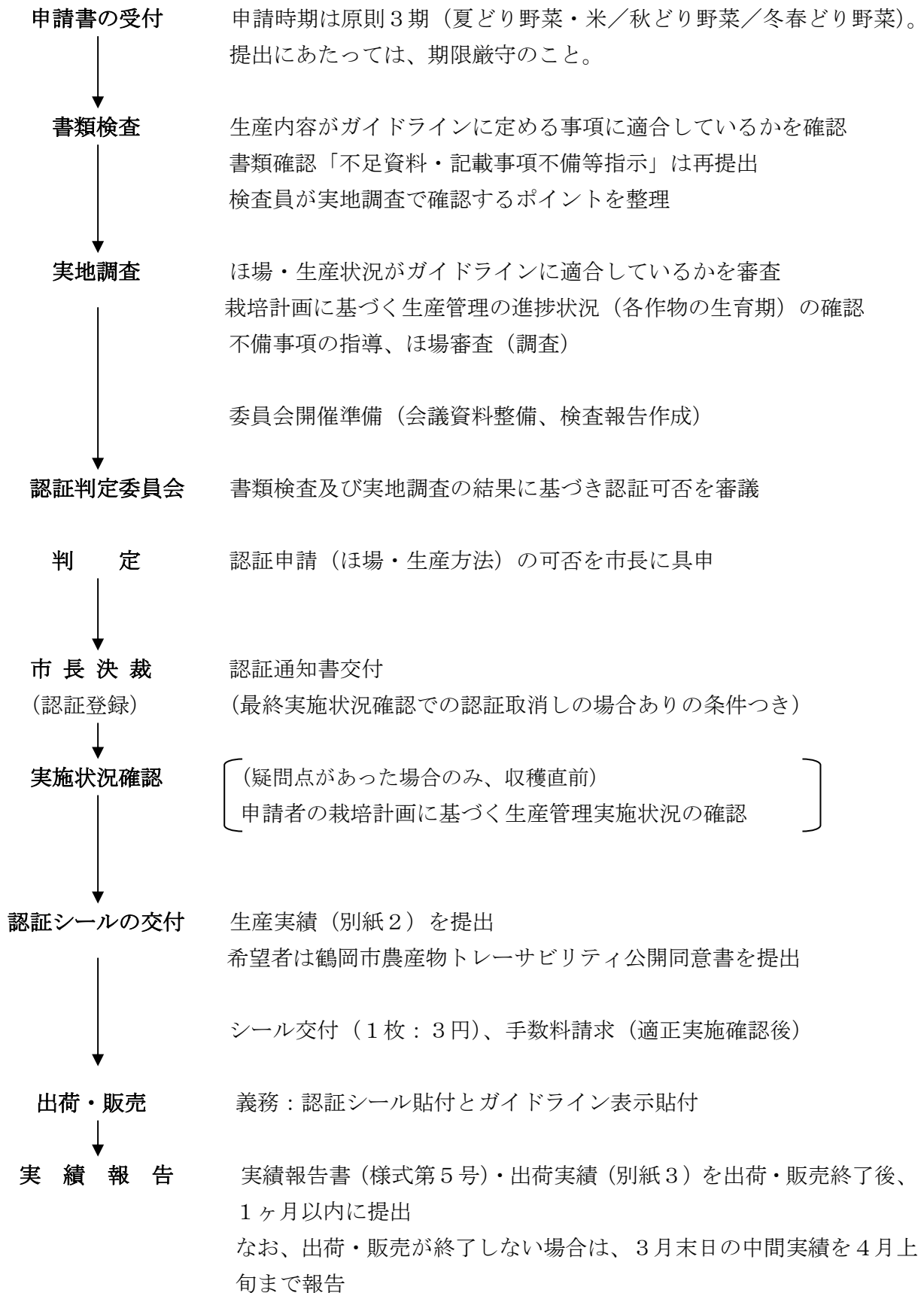
※両方の表示を原則義務付けとします。

認証制度では、「ガイドライン」及び「独自認証基準」に基づき有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により栽培管理され、農産物の生産過程が

- ① 節減対象農薬は除草剤のみ1成分回数以下、化学肥料は使用しない栽培方法により生産された農産物を「鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅰ型」(鶴岡Ⅰ型)
- ② 節減対象農薬が除草剤のみ3成分回数以下、化学肥料は使用しない栽培方法により生産された農産物を「鶴岡市独自認証特別栽培農産物Ⅱ型」(鶴岡Ⅱ型)
- ③ 鶴岡市独自認証基準に準じた特別栽培農産物
米以外の農産物(野菜等)で鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型に準じて栽培された農産物。
ただし、山形県が定める慣行栽培標準使用基準が未確定の農産物について、栽培期間中に節減対象農薬、化学合成肥料を使用しない場合は対象とする。
- ④ 土づくりを基本とした土壌生産力を高める栽培方法で、地域の同作期において、当該農産物について慣行的に行われている化学肥料(窒素成分)の5割以下、節減対象農薬使用成分回数の5割以下の栽培方法により生産された農産物。
ただし、この場合はJAS有機農産物認証事業者(本市認証)又は、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型と合わせて申請する場合に限る。

鶴岡市の特別栽培農産物認証制度の概要

1 認証事務の流れ



2 認証対象品目

- (1) 農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」及び「鶴岡市独自認証特別栽培農産物認証基準」に基づいて、山形県が定める慣行栽培の使用基準数値が示されている全ての農産物をいう。

3 特別栽培農産物認証基準（第2条関係）

- (1) 鶴岡市独自 特別栽培農産物認証基準Ⅰ型（略称：鶴岡Ⅰ型）
前作物収穫後、有機的管理されたほ場で、無化学肥料で節減対象農薬は除草剤のみ1成分回数以下で栽培された農産物で、それ以外の栽培管理については、有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により生産された農産物。
- (2) 鶴岡市独自 特別栽培農産物認証基準Ⅱ型（略称：鶴岡Ⅱ型）
前作物収穫後、有機的管理されたほ場で、無化学肥料で節減対象農薬は除草剤のみ3成分回数以下で栽培された農産物で、それ以外の栽培管理については、有機農産物の日本農林規格第4条の基準に準ずる方法により生産された農産物。
- (3) 鶴岡市独自認証基準に準じた 特別栽培農産物
米以外の農産物（野菜等）で鶴岡Ⅰ型・Ⅱ型に準じて栽培された農産物
ただし、山形県が定める慣行栽培標準使用基準が未確定の農産物について、栽培期間中に節減対象農薬、化学合成肥料を使用しない場合は対象とする。
- (4) 農林水産省特別栽培農産物ガイドライン
土づくりを特別栽培農産物生産の原則とし、当該農産物について慣行的に行われている化学肥料窒素分量及び、節減対象農薬の使用成分回数の双方を5割以下に減らした栽培方法により生産された農産物。ただし、この場合は JAS 有機農産物認証事業者（本市認証）又は、鶴岡Ⅰ・Ⅱ型と合わせて申請する場合に限る。

4 認証手数料・認証シール代金（第11条、12条4項関係）

- (1) 認証手数料の額
- ① 基本面積 5.0 ha まで 7,000円
- ② 基本面積を超える分については 70円/10a の加算
- (2) 認証シール代金の額 3円/枚
- (3) 支払い方法
認証申請者は、認証申請後に認証手数料の請求のあった日から14日以内に、認証シール代金は請求のあった日から1ヶ月以内に市長の指定する金融機関口座に振り込み鶴岡市に支払うものとする。

5 申請時に必要な書類等

(1) 申請書 (様式第1号及び1号の2または様式2号)

※ ガイドライン表示において栽培責任者等を「組織名」で表示する場合は、氏名欄に組織名を記入し、それに続けて総括する者の氏名を記入する。この場合、住所は「所在地」で記入する。

(記入例) 個人名表示	栽培責任者
氏名	鶴岡 太郎
住所	鶴岡市藤島字笹花25

組織名表示	栽培責任者
氏名	(株) 藤島ファーム 鶴岡 太郎
所在地	鶴岡市藤島字笹花25

(2) 関係書類 ①認証区分・生産者名等 (別紙1)

②生産計画 (別紙2)

③出荷計画 (別紙3) または販売計画 (別紙4)

④生産ほ場図<周辺地図> (別紙5)

⑤精米施設及び保管場所等見取図 (別紙6) 精米施設を保有している場合

⑥特別栽培米受払台帳 (別紙7) ※精米出荷がある場合

⑦ガイドライン表示 (別紙8)

⑧鶴岡I型・II型生産行程管理記録簿 (別紙10) ※鶴岡I型・II型申請のみ

※ ②生産計画 (別紙2)、⑥特別栽培米受払台帳 (別紙7)、⑦ガイドライン表示 (別紙8) について、ガイドライン表示および申請書に合わせ、「組織名」表示となる場合は、氏名欄に組織名を記入し、それに続けて総括者の氏名を記入する。この場合も住所は「所在地」と記載する。

6 内容変更発生時に提出しなければならない書類等

(1) 変更申請書 (様式第3号または3号の2)

(2) 変更内容の記載する様式のすべて

7 認証シール交付時に提出しなければならない書類等

(1) 生産実績 (別紙2)

8 認証後に提出しなければならない書類等

(1) 実績報告書 (様式第5号)

(2) 鶴岡I型・II型特別栽培認証確認書 (様式第8号) ※鶴岡I型・II型申請のみ

(3) 関係書類

① 認証区分・生産者名等 (別紙1)

② 生産実績 (別紙2)

- ③ 出荷実績（別紙 3）または販売実績（別紙 4）
- ④ 特別栽培米受払台帳（別紙 7） ※精米出荷がある場合
- ⑤ 鶴岡 I 型・II 型生産行程管理記録簿（別紙 10）※鶴岡 I 型・II 型申請のみ
- ⑥ ガイドライン表示（貼付した現物（コピー、写真可）、又は原稿を印刷したもの）

特別栽培農産物認証申請書の受付期間

対象品目	申請受付期間	実地調査	認証通知
米・夏どり野菜	3/1～3/31	随時	
秋どり野菜	7/10～8/31	随時	
冬・春どり野菜	10/16～1/20	随時	

- 注1) 申請において、生産者及び作付面積等未確定の場合は、申請書の関係資料について、それぞれ概数を記載したものを提出する。
- 注2) なお、申請時に概数を記載した関係資料については、確定した資料を5月31日までに提出する。

※ 日程その他の連絡事項については、市のホームページ等でお知らせします。

※ 申請書については、鶴岡市公式ホームページの「藤島庁舎 ⇒ エコタウン室 ⇒ 農産物認証制度」からダウンロードできますのでご活用ください。

ホームページアドレス

(<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/shiyakusyo/fujishima/yuukitokusai.html>)